

平成二十八年十一月十八日受領
答弁第一二二五号

内閣衆質一九二第一二五号

平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出山本農林水産大臣のTPP反対署名に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出山本農林水産大臣のTPP反対署名に関する再質問に対する答弁書

一、三及び四について

国務大臣の任命については、任命権者である内閣総理大臣が、適材適所の考え方から行っているものである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「理由」は、先の答弁書（平成二十八年十一月八日内閣衆質一九二第九六号）一から五までについてでお答えしたとおり、山本有二衆議院議員の農林水産大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであるからである。